こうち農商工連携基金事業費助成金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、高知県の定めるこうち農商工連携基金による支援事業計画実施要領に基づき、農商工連携事業化支援事業、農商工連携新商品等開発推進事業及び農商工連携コーディネート支援事業の助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第13号）第2条に規定する中小企業者であり、農林漁業者を除く者とする。

（２）農林漁業者とは、こうち農商工連携基金による支援事業計画実施要領に関する細則第1条で規定する農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体とする。

（３）ＮＰＯ等とは、こうち農商工連携基金による支援事業計画実施要領に関する細則第2条で規定する特定非営利活動法人及びこれに準ずる活動を行うことを目的に設立された法人又は団体等。

（４）産業支援機関とは、こうち農商工連携基金による支援事業計画実施要領に関する細則第３条で規定する法人又は団体等。

（目的）

第３条　県内の農林漁業者と中小企業者等の連携を図り、研究開発の成果を活用した新たな事業化や、企業の経営革新を促し、産業の転換と活力ある地域経済の構築に寄与することを目的とする。

（助成の対象者）

第４条　センターが助成対象とする者は､次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

（１）農商工連携事業化支援事業

ア　創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者と農林漁業者の連携体

イ　自ら事業を行うNPO等の県内の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体

（２）農商工連携新商品等開発推進事業

ア　創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者及びそれを含むグループと県内農林漁業者の連携体

イ　自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と県内の農林漁業者との連携体

ただしア、イ共に大学、試験研究機関等を含むものとする。

（３）農商工連携コーディネート支援事業

中小企業の経営支援を行うセンターとする。

（助成金の交付の対象経費等）

第５条　助成対象とする経費は、助成対象事業に必要な経費であって、別記の事業につい

て、別表の助成対象経費に掲げるもののうち、予算の範囲において、センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものする。

２　助成対象経費について、国又はその他の機関による補助金等がこの助成制度に優先して行われるものとする。

（助成金の交付の対象期間等）

第６条　事業実施対象期間は、次のとおりとする。

事業名	実施期間
（１）農商工連携事業化支援事業	助成金の交付決定を受けた日から3年間以内
（２）農商工連携新商品等開発推進事業	助成金の交付決定を受けた日から3年間以内
（３）農商工連携コーディネート支援事業	助成金の交付決定を受けた日から1年間以内

ただし、平成20年度採択企業に限り上記（１）（２）の２事業共に36ケ月以内とする。

（助成率及び助成限度額）

第７条　理事長が交付する助成金の助成率及び助成限度額は、別表のとおりとする。

（助成金の交付の申請）

第８条　助成金の交付を受けようとするときは、第６条第１項（１）農商工連携事業化支援事業（以下「（１）号事業」という。）の場合は様式第１－１、第６条第１項（２）農商工連携新商品等開発推進事業（以下「（２）号事業」という。）の場合は様式第１－２、第６条第１項（３）農商工連携コーディネート支援事業（以下「（３）号事業」という。）の場合は様式第１－３による助成金交付申請書を理事長に提出するものとする。

２　助成金交付申請にあっては、代表者を定め、これを理事長に提出する。

３　前項の助成金交付申請を行うにあたっては、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（審査会の設置）

第９条　理事長は、前条第１項の規定により提出された助成金交付申請書の計画内容及び助成金交付の適否等を審査するため、こうち農商工連携基金助成対象事業審査会設置要領第2条第2項で定める審査会を設置し、審査を行うものとする。

（助成金の交付の決定）

第１０条　理事長は、前条の規定による審査会の報告を受け、助成金の交付について適当と認めるときは、交付決定を行い、（１）号事業の場合は様式第２－１、（２）号事業の場合は様式第２－２、（３）号事業の場合は様式第２－３による助成金交付決定通知書を送付するものとする。

２　理事長は、第８条第３項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定に

おいて減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（助成金の交付申請の取下げ）

第１１条　助成対象事業者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金交付申請を取下げようとするときは、当該助成金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成対象事業の内容等の変更）

第１２条　助成対象事業者は、助成対象事業の交付決定額又は経費の配分等について次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ（１）号事業の場合は様式第３－１、（２）号事業の場合は様式第３－２、（３）号事業の場合は様式第３－３による助成金変更承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第１号から第３号において交付決定の減額による変更の場合はこの限りではない。

（１）交付決定額の変更を受けようとするとき。

（２）助成対象の事業区分ごとの配分された額を変更するとき。

（３）助成対象の経費区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、軽微な変更（助成対象経費の配分のうち、経費相互間で20％を超えない範囲で変更しようとする場合及び経費区分のうち、特定の経費を減額するとき）は、この限りでない。

（４）助成対象事業の計画内容を著しく変更するとき。

（助成対象事業の内容等の変更の決定）

第１３条　理事長は、前条の申請内容の適否等について決定を行い、（１）号事業の場合は様式第４－１、（２）号事業の場合は様式第４－２、（３）号事業の場合は様式第４－３による助成対象事業変更承認（不承認）通知により、助成対象事業者に通知するものとする。

（助成対象事業の中止または廃止）

第１４条　助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ（１）号事業の場合は様式第５－１、（２）号事業の場合は様式第５－２、（３）号事業の場合は様式第５－３による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成対象事業の中止等の決定）

第１５条　理事長は、前条の申請内容の適否等について決定を行い、（１）号事業の場合は様式第６－１、（２）号事業の場合は様式第６－２、（３）号事業の場合は様式第６－３による助成対象事業中止・廃止承認（不承認）通知書により、助成対象事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第１６条　助成対象事業者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から30日以内、又は３月末日のいずれか早

い日までに、（１）号事業の場合は様式第７－１、（２）号事業の場合は様式第７－２、（３）号事業の場合は様式第７－３による助成対象事業実績報告書を提出しなければならない。

２　助成対象事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第１７条　理事長は、前項の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、（１）号事業の場合は様式第８－１、（２）号事業の場合は様式第８－２、（３）号事業の場合は様式第８－３により、助成対象事業者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第１８条　助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払いを行うものとする。ただし、（３）号事業を行うセンターが、助成金の概算払を受けようとするときは、様式第９を理事長に提出するものとする。なお、センターが概算払いを受けた場合には、助成金の確定額から当該概算払いに係る金額を除いた額を支払うものとする。

（関係書類の保管）

第１９条　助成対象事業者は、助成対象事業に係る経理についての収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（消費税等の仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第２０条　助成対象事業者は、助成金の確定後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額が確定した場合には、（１）号事業の場合は様式第１０－１、（２）号事業の場合は様式第１０－２、（３）号事業の場合は様式第１０－３により、速やかに理事長に報告しなければならない。

　ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は提出を要しない。

２　理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の管理及び処分）

第２１条　助成対象事業者は、助成対象事業が完了した後も、当該助成対象事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）についてその台帳を設け、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　助成対象事業者は、理事長が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、規定された耐用年数を勘案して定めた期間に、助成対象事業により取得した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするとき（以下「取得財産の処分」という。）

は、あらかじめ（１）号事業の場合は様式第１１－１、（２）号事業の場合は様式第１１－２による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が、50万円未満のものはこの限りではない。

３　理事長は、前項の規定による場合において、助成対象事業者が取得財産の処分により、収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第２２条　理事長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(3)　計画が取消されたとき。

(4)　正当な理由がなく第16条の規定による報告書の提出をせず、又は第17条の規定による検査を拒んだとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、助成対象事業に関し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

２　前項の規定による取消しを行う場合については第10条の規定を準用する。

（助成金の返還）

第２３条　理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させるものとする。

（加算金及び延滞金）

第２４条　助成対象事業者は、前条の規定による取り消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95％の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

２　助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95％の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（実施結果の企業化）

第２５条　助成対象事業者は、平成３０年度までの間（平成３０年度において、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間を経過していない場合は、事業終了後５年間）毎会計年度終了後、４月１０日までに当該助成対象事業に係る企業化の状況について、（１）号事業の場合は様式第１２－１、（２）号事業の場合は様式第１２－２による企業化状況報告書を理事長に報告しなければならない。

２　助成対象事業者は、前項に規定する報告を行った場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）
第２６条　助成対象事業者は、助成対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を助成対象事業年度又は計画終了までに出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、（１）号事業の場合は様式第７－１、（２）号事業の場合は様式第７－２による助成対象事業の実績報告書にその旨を記載しなければならない。

（収益納付）
第２７条　理事長は企業化状況報告書により、助成対象事業者が当該助成対象事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他の当該助成対象事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成対象事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

（成果の発表）
第２８条　理事長は、助成金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、助成対象事業者に発表させることができる。

（グリーン購入）
第２９条　助成対象事業者は、助成対象事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）
第３０条　助成対象事業又は助成対象事業者に対して、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第４条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

（その他）
第３１条　この要領で定めるほか､助成金の交付に関するその他の必要な事項については、理事長が別に定める。

附則
この要領は平成２０年７月１５日から施行する。

附則
この要領は平成２１年１月１６日から施行する。

附則
この要領は平成２４年４月１日から施行する。

附則
この要領は平成２５年３月１日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

別記

1農商工連携事業化支援事業	1　新事業動向等調査事業	経営改善の実施に必要な新事業動向等調査事業として理事長が適当と認めた事業
	2　新商品・新技術・新役務開発事業	（1）新商品・新技術・新役務の開発研究に関する事業 イ　新商品・新技術の商品化又は新役務のための開発設計事業 ロ　新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究事業
		（2）新商品・新技術の企業化に関する事業 イ　新商品・新技術のための試作、改良 ロ　商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善事業 ハ　商品化された新商品・新技術・新役務の求評事業
		（3）その他計画の実施に必要な新商品・新技術・新役務開発事業として理事長が適当と認めた事業
	3　販路開拓事業	（1）展示会の開催又は見本市への参加 国内各地等において行う販路開拓のための展示会への参加
		（2）販路開拓指導等 イ　専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導 ロ　新商品等の販路開拓等のための広報事業 ハ　品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む）事業
		（3）その他計画の実施に必要な販路開拓事業として理事長が適当と認めた事業
	4　人材育成事業	(1)計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの
		（2）その他計画の実施に必要な人材育成事業として理事長が適当と認めた事業

2農商工連携新商品等開発推進事業	1　新商品・新技術・新役務開発事業	（1）　県内の一次産品を使った新商品新役務の開発に関する事業 （2）　県内での一次産品の生産や加工等に必要な機械、装置、システム等の開発に関する事業

3農商工連携コーディネート支援事業	1　コーディネーター活用事業	（1）　上記１及び２の事業成果を高めるために、コーディネーターを活用し、新たな案件の発掘及び継続的な支援を行う事業
	2　専門家活用事業	（2）　上記１及び２の事業成果を高めるために、外部の専門家を活用し情報提供等を行う事業

別表

1　農商工連携事業化支援事業

事業区分	助成対象経費		助成率及び助成限度額
	経費区分	内容	
新事業動向等調査事業	謝　金	委員謝金、専門家謝金	助成率：2/3以内 助成限度額： １件あたりの単年度の助成限度額は5,000千円とする。
	旅　費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費	
	庁　費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原稿料、雑役務費、消耗品費、調査、分析外注費	
	委託費	新事業動向等調査事業費の一部を委託する経費	
新商品・新技術・新役務開発事業	謝　金	委員謝金、専門家謝金	
	旅　費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費	
	研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、工業所有権等の導入に要する経費※、外注費、技術コンサルタント料	
	庁　費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費	
	委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費	
販路開拓事業	謝　金	委員謝金、専門家謝金	
	旅　費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費	
	庁　費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、検査器具購入費、会場整備費、保険料、ホームページ作成費	
	委託料	販路開拓事業費の一部を委託する経費	
人材養成事業	謝　金	委員謝金、専門家謝金、実習企業謝金	
	旅　費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、研修旅費	
	庁　費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料	
	委託費	人材養成事業費の一部を委託する経費	

※工業所有権等の導入に要する経費

該当になるもの：特許権の譲受、専用実施権、通常実施権、特許取得費にかかる経費

・国内出願の場合＝弁理士代行費用、先行技術調査費用、出願書類の電子化手数料、出願後の審査請求や拒絶理由通知書への補正書・意見書等の作成経費

（＊ただし、補助事業期間内に完了を確認できること）

・国外出願の場合＝うえの経費＋各国提出用の翻訳文作成経費

該当にならないもの：特許取得費における弁理士への手続き代行費用及び翻訳料など特許権の取得に要する経費のうち、次の経費は対象外

①日本の特許庁に納付される経費

②拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

2　農商工連携新商品等開発推進事業

事業区分	助　成　対　象　経　費		助成率及び助成限度額
	経費区分	内　　容	
新商品 新技術 新役務 開発支援事業	装置・備品費	事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費及び機械装置の改造（主として対象となる機械装置の価値を高め、又は耐久性を増す場合。原状に回復する修繕は除く）に要する経費。	助成率：2/3以内 助成限度額： １件あたりの単年度の助成限度額は10,000千円とする。
	光熱水費	当該事業の実施に特に必要な光熱水費であって、事業に係る使用実績とそれ以外のものとが明確に区別できる場合に限る。	
	消耗品費	当該事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費	
	旅費・交通費	当該事業の実施に特に必要とする旅費、滞在費及び交通費。	
	会議費	当該事業の実施に必要な情報、意見交換、検討、情報収集及び技術指導を行うために必要な講師謝金、会場借上料、資料作成費等に要する経費。	
	委託費	当該事業の実施に必要な検査、評価、分析等の依頼等に要する経費。	
	特許関連費	当該研究開発で生じた研究成果を知的財産として権利化するために要する経費	
	使用料・賃借料	当該事業の実施に必要な電算機使用料、施設・機器･装置の借り上げに要する経費。	

3　農商工連携コーディネート支援事業

事業区分	助　成　対　象　経　費		助成率及び助成限度額
	経費区分	内　　容	
コーディネーター活用事業	謝　金	コーディネーター謝金	助成率：10/10以内 助成限度額：5,000千円以内
	旅　費	コーディネーター旅費	
	庁　費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、手数料	
専門家活用事業	謝　金	専門家等謝金	
	旅　費	専門家等旅費	
	庁　費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、手数料	